

社会福祉法人現況報告書

平成 28 年4月1日現在

I 基本情報

所轄庁	市						
法人名	博栄福祉会	主たる事務所の所在地	〒 661 - 0033 尼崎市南武庫之荘5丁目2番5号	電話番号	06 - 6423 - 7816	FAX番号	06 - 6423 - 7817
ホームページアドレス	http://hakuei.or.jp	メールアドレス	morimoto@hakuei.or.jp	設立認可年月日	昭和51年9月18日	設立登記年月日	昭和51年11月4日
代表者	氏名	年齢	住所	職業	就任年月日		
	森本博夫	非公表	非公表	保育園事務	平成18年2月1日		

II 事業

社会福祉事業	種類	施設名・事業所名	公表/非公表	所在地	事業開始年月日	定員	実施形態	
							各分野の事業が同一施設(敷地)で実施	全ての事業が同一施設(敷地)で実施
児童福祉	第一種							
	第二種	保育所	公表	尼崎市南武庫之荘5-2-5	昭和52年3月1日	80		
老人福祉	第一種							
	第二種							
障害者福祉	第一種							
	第二種							
その他	第一種							
	第二種							

公益事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
1 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業 2 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等を支援する事業 3 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業 4 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業 5 入所施設からの退院・退所を支援する事業 6 子育て支援に関する事業 7 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業 8 ボランティアの育成に関する事業 9 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等) 10 社会福祉に関する調査研究等 11 事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業 12 介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、地域支援事業を市町村から受託する事業 13 有料老人ホーム 14 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業 15 公益的の事業を行う団体に事務所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業 16 その他 ()					
収益事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
1 法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル 2 駐車場の経営 3 公共的、公共的施設内の売店の経営 4 その他 ()					
その他の事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免 2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施 3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施 4 災害時における各種支援活動の実施 5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施 6 他法人との連携による人材育成事業 7 その他 ()					

III 組織

理事	定員		現員		親族等特殊関係者の有無			資格				施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事報酬 (職員と兼務の場合は支給方法)				理事会への出席回数	
	6		6		親族	他の社会福祉法人の役員	その他	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	施設長	その他		理事報酬・職員給与ともに支給	理事報酬のみ支給	職員給与のみ支給	支給なし		
	役職	氏名	職業	任期														
理事長	森本博夫	保育園事務	H28.2.1	～	H30.1.31	○			○						○			5
理事	森本由枝	保育園園長	H28.2.1	～	H30.1.31	○			○	○					○			5
理事	小川一俊	元会社役員	H28.2.1	～	H30.1.31					○							○	5
理事	山田芳孝	会社員	H28.2.1	～	H30.1.31					○		○					○	5
理事	神田公也	会社役員	H28.2.1	～	H30.1.31					○							○	5
理事	國政壬奈子	元小学校教諭	H28.2.1	～	H30.1.31					○							○	3

監事	定員		現員		親族等特殊関係者の有無			資格				施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	監事報酬		理事会への出席回数
	2		2		財務諸表等を監査し得る者				社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	その他		支給あり	支給なし	
	氏名	職業	任期	公認会計士、税理士	弁護士	会社等の監査役、経理責任者等	その他								
	渋谷 隆	税理士	H28.2.1	～	H30.1.31	○								○	4
	八木光子	看護師	H28.2.1	～	H30.1.31						○			○	2

IV 資産管理

平成 28 年3月31日現在

不動産 の所有 状況	所在地	面積	評価額(千円)	担保提供の状況				
				提供年月日	借入額(千円)	借入先	償還期限	所轄庁の 承認の有 無
基本 財産	土地							
	建物							
	尼崎市大西町3丁目199番地18	320.31 m ²	8,934					
	尼崎市大西町3丁目199番地20、199番地18	28.60 m ²	3,464					
基本 財産	尼崎市南武庫之荘5丁目11番地5	476.88 m ²	164,697	平成28年3月17日	40,000	(独)福祉医療機構	平成47年11月10日	有
	尼崎市南武庫之荘5丁目11番地5	7.20 m ²	1,583	平成28年3月17日	40,000	(独)福祉医療機構	平成47年11月10日	有
運用 財産	土地							
	建物							
公益 事業 用 財産	土地							
	建物							
収益 事業 用 財産	土地							
	建物							

資金収支計算書

(自) 平成 27年 4月 1日 (至) 平成 28年 3月 31日

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	保育事業収入	74,611,659	75,290,349	△ 678,690	
	受取利息配当金収入	382,700	472,855	△ 90,155	
	その他の収入	64,984	64,984	0	
	事業活動収入計(1)	75,059,343	75,828,188	△ 768,845	
	支出				
人件費支出	63,372,154	62,687,115	685,039		
事業費支出	5,946,958	5,793,716	153,242		
事務費支出	12,043,940	11,938,266	105,674		
支払利息支出	33,993	25,795	8,198		
事業活動支出計(2)	81,397,045	80,444,892	952,153		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 6,337,702	△ 4,616,704	△ 1,720,998		
施設整備等による収支	収入				
	設備資金借入金収入	40,000,000	40,000,000	0	
	施設整備等収入計(4)	40,000,000	40,000,000	0	
	支出				
	固定資産取得支出	175,604,360	174,541,432	1,062,928	
施設整備等支出計(5)	175,604,360	174,541,432	1,062,928		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 135,604,360	△ 134,541,432	△ 1,062,928		
その他の活動による収支	収入				
	積立資産取崩収入	126,860,994	126,860,994	0	
	その他の活動収入計(7)	126,860,994	126,860,994	0	
	支出				
	その他の活動支出計(8)	0	0	0	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	126,860,994	126,860,994	0		
予備費支出(10)	0	—	0		
	△ 0				
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△ 15,081,068	△ 12,297,142	△ 2,783,926		
前期末支払資金残高(12)	47,473,093	47,473,093	0		
当期末支払資金残高(11)+(12)	32,392,025	35,175,951	△ 2,783,926		

事業活動計算書

(自) 平成 27年 4月 1日 (至) 平成 28年 3月 31日

(単位: 円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	
サービス活動増減の部	収	保育事業収益	75,290,349	78,553,048	△ 3,262,699
	益	サービス活動収益計 (1)	75,290,349	78,553,048	△ 3,262,699
	費用	人件費	63,357,115	63,684,723	△ 327,608
		事業費	5,793,716	5,766,918	26,798
		事務費	11,938,266	7,474,776	4,463,490
		減価償却費	1,785,788	1,940,217	△ 154,429
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 641,259	△ 641,259	0
サービス活動費用計 (2)	82,233,626	78,225,375	4,008,251		
サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)	△ 6,943,277	327,673	△ 7,270,950		
サービス活動外増減の部	収	受取利息配当金収益	472,855	346,342	126,513
	益	その他のサービス活動外収益	64,984	56,885	8,099
	サービス活動外収益計 (4)	537,839	403,227	134,612	
	費用	支払利息	25,795	0	25,795
		サービス活動外費用計 (5)	25,795	0	25,795
	サービス活動外増減差額 (6)=(4)-(5)	512,044	403,227	108,817	
経常増減差額 (7)=(3)+(6)	△ 6,431,233	730,900	△ 7,162,133		
特別増減の部	収				
	益	特別収益計 (8)	0	0	0
	費用	国庫補助金等特別積立金積立額	0	251,782	△ 251,782
		特別費用計 (9)	0	251,782	△ 251,782
特別増減差額 (10)=(8)-(9)	0	△ 251,782	251,782		
当期活動増減差額 (11)=(7)+(10)	△ 6,431,233	479,118	△ 6,910,351		
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額 (12)	22,852,125	23,873,007	△ 1,020,882	
	当期末繰越活動増減差額 (13)=(11)+(12)	16,420,892	24,352,125	△ 7,931,233	
	基本金取崩額 (14)	0	0	0	
	その他の積立金取崩額 (15)	126,860,994	0	126,860,994	
	その他の積立金積立額 (16)	0	1,500,000	△ 1,500,000	
	次期繰越活動増減差額 (17)=(13)+(14)+(15)-(16)	143,281,886	22,852,125	120,429,761	

貸借対照表

平成 28年 3月 31日 現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	161,549,232	49,931,677	111,617,555	流動負債	130,572,281	4,963,584	125,608,697
現金預金	130,945,053	42,359,679	88,585,374	事業未払金	103,348,081	2,455,084	100,892,997
事業未収金	6,281,500	6,456,490	△ 174,990	1年以内返済予定設備資金借入金	1,024,000	0	1,024,000
未収補助金	1,304,479	1,115,508	188,971	前受金	7,000	3,500	3,500
サービス区分間貸付金	23,018,200	0	23,018,200	賞与引当金	3,175,000	2,505,000	670,000
				サービス区分間借入金	23,018,200	0	23,018,200
固定資産	190,380,523	144,485,873	45,894,650	固定負債	38,976,000	0	38,976,000
基本財産	178,678,413	13,568,411	165,110,002	設備資金借入金	38,976,000	0	38,976,000
建物	178,678,413	13,568,411	165,110,002				
その他の固定資産	11,702,110	130,917,462	△ 119,215,352	負債の部合計	169,548,281	4,963,584	164,584,697
建物	867,600	958,050	△ 90,450				
構築物	8,925,834	205,834	8,720,000	純資産の部			
車輛運搬具	1	20,417	△ 20,416	基本金	33,000,000	33,000,000	0
器具及び備品	1,908,675	604,167	1,304,508	第1号基本金	33,000,000	33,000,000	0
建設仮勘定	0	2,268,000	△ 2,268,000	国庫補助金等特別積立金	6,099,588	6,740,847	△ 641,259
人件費積立資産	0	21,643,984	△ 21,643,984	その他の積立金	0	126,860,994	△ 126,860,994
修繕積立資産	0	73,579,950	△ 73,579,950	人件費積立金	0	21,643,984	△ 21,643,984
備品等購入積立資産	0	7,437,060	△ 7,437,060	修繕積立金	0	73,579,950	△ 73,579,950
保育所施設・設備整備積立資産	0	15,500,000	△ 15,500,000	備品等購入積立金	0	7,437,060	△ 7,437,060
建設積立資産	0	8,700,000	△ 8,700,000	保育所施設・設備整備積立金	0	15,500,000	△ 15,500,000
				建設積立金	0	8,700,000	△ 8,700,000
				次期繰越活動増減差額	143,281,886	22,852,125	120,429,761
				(うち当期活動増減差額)	△ 6,431,233	479,118	△ 6,910,351
				純資産の部合計	182,381,474	189,453,966	△ 7,072,492
資産の部合計	351,929,755	194,417,550	157,512,205	負債及び純資産の部合計	351,929,755	194,417,550	157,512,205

財務諸表に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

「該当なし」

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

・建物、構築物、車両運搬具並びに器具及び備品
定額法

(2) 引当金の計上基準

・賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

「該当なし」

4. 法人で採用する退職給付金制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度を採用している。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は、以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）

(2) 拠点区分の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

各拠点区分におけるサービス区分の内容

(1) 博栄保育園拠点区分

①法人本部

②博栄保育園

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物（基本）	13,568,411	166,280,400	1,170,398	178,678,413
合計	13,568,411	166,280,400	1,170,398	178,678,413

7. 会計基準第3章4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

「該当なし」

8. 担保に供している資産

(1) 担保に供されている資産は次のとおりである。

建物（基本財産） 166,280,400円（期末帳簿価額）

(2) 担保している債務の種類及び金額は次のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む） 40,000,000円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物（基本）	220,672,715	41,994,302	178,678,413
小計	220,672,715	41,994,302	178,678,413
その他の固定資産			
建物	1,350,000	482,400	867,600
構築物	9,138,000	212,166	8,925,834
車両運搬具	140,000	139,999	1
器具及び備品	17,563,865	15,655,190	1,908,675
小計	28,191,865	16,489,755	11,702,110
合計	248,864,580	58,484,057	190,380,523

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	6,281,500	0	6,281,500
未収補助金	1,304,479	0	1,304,479
合計	7,585,979	0	7,585,979

11. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

「該当なし」

12. 関連当事者との取引の内容

「該当なし」

13. 重要な偶発債務

「該当なし」

14. 重要な後発事象

「該当なし」

15. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

「該当なし」

社会福祉法人 博栄福祉会 定款

第一章 総 則

(目 的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第二種社会福祉事業
保育所の経営

(名 称)

第二条 この法人は、社会福祉法人 博栄福祉会という。

(経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を兵庫県尼崎市南武庫之荘五丁目二番五号に置く。

第二章 役員及び職員

(役員の数)

第五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 六名
 - (2) 監事 二名
- 2 理事のうち一名は、理事の互選により、理事長となる。
 - 3 理事長は、この法人を代表する。
 - 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち一名を超えて含まれてはならず、監事のうちこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第六条 役員任期は二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任

期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員を選任等)

第七条 理事は、理事総数の三分の二以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、理事会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第八条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第九条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の三分の一以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の三分の二以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事二名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第一〇条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第一一条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び尼崎市長に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第一二条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第三章 資産及び会計

(資産の区分)

第一三条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 兵庫県尼崎市大西町三丁目一九九番地一八所在の鉄筋コンクリート造陸屋根三階建 博栄保育園園舎 1棟 (320.31平方メートル)

(2) 兵庫県尼崎市大西町三丁目一九九番地二〇、一九九番地一八所在の鉄骨造スレート葺式階建 倉庫 1棟 (28.6平方メートル)

(3) 兵庫県尼崎市南武庫之荘五丁目十一番地五所在の鉄筋コンクリート造陸屋根三階建 博栄保育園園舎 1棟 (476.88平方メートル)

(4) 兵庫県尼崎市南武庫之荘五丁目十一番地五所在のコンクリートブロック造陸屋根平屋建 倉庫 1棟 (7.20平方メートル)

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第一四条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、尼崎市長の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、尼崎市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第一五条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第一六条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予 算)

第一七条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(決 算)

第一八条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後二月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第一九条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第二〇条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規定により処理する。

(臨機の措置)

第二一条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第四章 解散及び合併

(解 散)

第二二条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第二三条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の三分の二以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合 併)

第二四条 合併しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、尼崎市長の認可を受けなければならない。

第五章 定款の変更

(定款の変更)

第二五条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、尼崎市長の認可（社会福祉法第四三条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を尼崎市長に届け出なければならない。

第六章 公告の方法その他

(公告の方法)

第二六条 この法人の公告は、社会福祉法人博栄福社会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第二七条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

省略